

会 議 録

会議名	平成21年度 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成22年2月25日(木) 午前10時00分から11時30分
開催場所	宇都宮市役所 14階 14A会議室
出席者	<p>【委員】 郷間康久, 駒場昭夫, 高橋美幸, 角田和之, 浅川信明, 藤本一男, 伊沢栄子, 鶴蒔邦博, 寺内典子, 神宮由美子, 入江操, 佐瀬敦, 遠藤健二, 村上正高, 椎名雅彦, 若月章男, 小森太以子, 石綱正 (計18名)</p> <p>【事務局】 津田環境部長, 他22名</p>
公開・非公開	公開
傍聴者数	報道関係者2名
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. プラスチック製容器包装等の資源化について 2. 平成22年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)について 3. 第2次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画(案)について
会議結果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 互選により浅川委員を審議会会長に選出 また, 鶴蒔委員を浅川委員が職務代理者に指名 2. プラスチック製容器包装等の資源化について事務局から報告(質疑応答) 3. 平成22年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)について事務局から報告(質疑応答) 4. 第2次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画(案)について事務局から報告(質疑応答)

議 事

1. プラスチック製容器包装等の資源化について
事務局から説明

発言要旨

プラスチック製容器包装等の資源化について	
寺内委員	・新分別のスタートについて, 市内に住む住民の約1/3程度にしか周知ができていないのではないか。新聞折り込みではなく, 個別配布にしてほしい。
事務局 (ごみ減量課)	・新聞折り込みは決定しているが, リサイクル推進委員の研修会において, 自治会の中で事前周知していただけるようお願いしている。
寺内委員	・4月1日から混乱が生じる恐れがあると懸念されるため, 講習会不参加者等へは戸別に資料を配布していただきたい。
事務局 (ごみ減量課)	・自治会で資料の回覧をお願いしている。
寺内委員	・周知不足により収集されず置去りにされてしまうのではないか。

事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション指導をしながら、2～3ヶ月の間は移行期間と考え大目に見て収集する。 ・その後、収集業者からの情報を得て個別指導もしていく。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット等で実施している拠点回収はなくなるのか。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センターでの回収は廃止となる。 ・スーパーマーケットでの回収は独自の取り組みなので、今後も利用できる。 ・ステーション、スーパーマーケットどちらに出しても良いので、最終的に焼却ごみに出さないようお願いしたい。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・配布資料には、新分別が一目できるものはあるのか。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫等に貼っていただけるよう、A3版のものを用意している。
神宮委員	<ul style="list-style-type: none"> ・流通におけるトレイの使用は減らせないのか。使用する業者側への指導もしてほしい。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制が重要であるので、今後国への働きかけをしていきたいと思う。
神宮委員	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット回収の白色トレイ等は産廃ではないのか。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物として売却されるため有価物になるので、産廃ではない。
神宮委員	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット等に、新分別に係る掲示をするのはいかがか。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、エコショップ等で協力していただけるよう検討していきたい。
鶴時委員	<ul style="list-style-type: none"> ・分別不十分のため、ごみステーションに残されたごみは適正に市で処理されるのか。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・分別不十分・収集曜日違いで出されたものについては、違反事項を書いたイエローステッカーを貼る。 ・排出者が持ち帰らないものがステーションに残留している場合は、ごみ減量課にて対処し、住民の方々に迷惑がかからないようにしていく。
鶴時委員	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者や転勤者への周知は徹底してもらえるのか。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・別のパンフレットは、各地区センター、本庁に置いてあるので、転入者・新聞折り込みの入らない方は取りに来てほしい。 ・一部不動産管理会社にもパンフレットの手渡しを協力していただいている。
郷間委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションへの掲示はできないのか。 ・ごみ分別と収集時間一部変更により苦情等危惧されるが、その周知をどうするのか。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションの表示切り替えは、3月中に完了させる予定。 ・変更に関するお知らせは、分かりやすいものを掲示できるよう検討していきたい。
寺内委員	<ul style="list-style-type: none"> ・エコプラセンター下荒針への見学はできるのか。
事務局 (廃棄物施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日以降、随時見学できる。

議 事

2. 平成22年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案）について
事務局から説明

発言要旨

平成22年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案）について

寺内委員	・廃食用油の拠点回収とはどのような形態なのか。
事務局 (ごみ減量課)	・各地区市民センター及び、南部地区を中心に一部のスーパーマーケットに回収ボックスを設置している。
寺内委員	・高齢者等は自分で回収先へ持ち込むことができないが、これの対応はいかがか。
事務局 (ごみ減量課)	・今のところ、ステーション回収は考えていない。 ・今後はスーパーマーケットの拠点を増やしていく予定なので、ご協力をお願いしたい。
小森委員	・生ごみを直接手で絞ることに抵抗があるので、水きり方法を指導してほしい。
事務局 (ごみ減量課)	・生ごみの8割が水分なので、最後は手で絞っていただくことが一番良いと思われる。 最後のひと絞りにご協力をお願いしたい。
小森委員	・自分は素手で絞らず袋の一部を切って、そこから水を絞り出す等の工夫をしている。
事務局 (ごみ減量課)	・今後は、皆様から得たノウハウを、自治会講習会等で紹介していきたい。

議事

3. 第2次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画（案）について
事務局から説明

発言要旨

第2次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画（案）について

駒場委員	・市内中心部のぼい捨てごみの量を調査したところ、減少しているとのことだが、どのような調査を行ったのか。 ・ごみの種類はどんなものか。
事務局 (廃棄物対策課)	・美化推進重点地区の定点4箇所のエリアで、月1回ごみの量を測っている。 ・条例制定直前の平成20年6月に1,900個余あったものが平成22年1月には700個以下に減少している。 ・ごみの内訳は、たばこの吸殻が7割である。 ・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」、「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」に基づき、6名の指導委員がパトロール指導を行っており、条例の効果が出ていると考えている。

駒場委員	・減少した数字をどのように評価するのか。
事務局 (廃棄物対策課)	・ゼロにはなっていないので、更に周知徹底をしていかなければならないと考えている。
駒場委員	・中心部以外の地域での条例違反は、啓発でとどめていいのか。
事務局 (廃棄物対策課)	・周辺地域でも周知活動はしているが、指導まで至っていないのが現状である。 ・事実確認できるのであれば、指導にも至る。
駒場委員	・中心部以外でも、条例に違反した場合は、過料を科せないのか？
事務局 (廃棄物対策課)	・過料を科せるのは、美化推進重点地区となっているため、周辺は指導にとどまる。
駒場委員	・中心部の範囲はどこをいうのか。
事務局 (廃棄物対策課)	・美化推進重点地区に指定しているエリアを便宜上中心部としており、エリア以外は中心部以外ということになる。
駒場委員	・具体的取組の(2)不法投棄の未然防止「監視パトロールの実施・行為者指導」にある高架下側道とは、どこのことか。
事務局 (廃棄物対策課)	・主にJR等線路の高架下をいう。
駒場委員	・外環状線の高架下の不法投棄に対してはどのように考えるのか。
事務局 (廃棄物対策課)	・道路管理者である県土木事務所と連携している。
郷間委員	・平成21年1月から3月にかけて市内中心部のごみの量が増加していたようだが、何か原因があるのか。
事務局 (廃棄物対策課)	・条例制定PR効果で減少したが、平成21年4月からの罰則施行前の反動かと思われる。
郷間委員	・気の緩み、道徳心の低下等で急激に増加してしまう場合もあると思うが、ごみに関する社会の動きに対応し、よく分析することが大切と思われる。 ・これまで築き上げた宇都宮市のごみ減量化システムが崩れてしまわないよう、時には集中的な対策をお願いしたい。
小森委員	・ペットの排泄物を放置するなど、マナーの悪い飼い主への指導、罰則はないのか。
事務局 (廃棄物対策課)	・排泄物は各自で持ち帰るよう指導している。 ・美化推進重点地区での排泄物放置は、罰則の適用になる。周辺地域に関しても現場を確認できれば指導する。
小森委員	・他の地域のステーションに排泄物の袋を置いていくのはよいのか。
事務局 (ごみ減量課)	・各自の決められたステーションを利用することが原則である。
石綱委員	・ペットの排泄物放置の対策として、条例違反である旨の看板を設置する必要があると考える。
小森委員	・看板があまりにも多いと美観が損なわれるように感じる。

事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方がいつも監視している姿勢を示していくことが、不法投棄防止に一番効果的と思われる。 ・啓蒙のための看板もそのひとつの方法だと思う。
浅川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・難しい問題ではあるが、啓蒙していくように努めるのでご協力願いたい。
伊沢委員	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例の指導員の職務内容はどのようなものか。
事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・警察OBの6名が従事している。 ・美化重点地区を巡回し、ぼい捨て防止の指導を行なっている。従わない場合には過料を科す。 ・また、路上喫煙等禁止区域では喫煙者に対する指導を行なっている。
伊沢委員	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員の人数と役割を教えてください。
事務局 (ごみ減量課)	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会に1名、500世帯以上の地域は2名、宇都宮市全体には794自治会で820名の方がいる。 ・ごみの減量、資源化に関して市とのパイプ役となり、地域の環境美化活動に協力していただいている。

発言要旨	
その他	
浅川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、事務局から何かあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度、審議を予定していた事項は、今回の会議で終了となるが、委員の任期は今年の6月までとなっている。 ・来年度には、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定などの審議を予定しているが、現在、策定スケジュールとあわせて審議会スケジュールを調整しているので、よろしくお願ひしたい。
浅川会長	<ul style="list-style-type: none"> ・以上で平成22年度宇都宮市廃棄物減量等審議会を終了する。